



佐賀県公報

平成16年
5月17日
(月曜日)
第 12455号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十六年五月十七日

佐賀県知事 古川 康

目次

告示

○ 告示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (三七九・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (三八〇・〃) 一
- 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業所の名称及び所在地の変更
- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の名称及び所在地の変更
- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の名称及び所在地の変更 (三八一・障害福祉課) 一
- 佐賀県主要農作物奨励品種審査会規程の一部改正 (三八三・〃) 二
- 廃川敷地等の発生 (三八四・農産課) 三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (三八五・河川砂防課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (県民協働課) 三
- まちづくり推進課 四
- 近藤医院 多久市北多久町大字小侍二一六一 番地一 平成一六・五・二一
- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧 (下水道課) 五
- 土地改良区役員の就退任届 (農地整備課) 五

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
リハビリテーション	医療法人雄邦会こばやしクリニック老人デイケアセンター	武雄市若木町大字川古七五一一番地三	平成一六・四・三〇

●佐賀県告示第三百八十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があつた。

平成十六年五月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第三百八十一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号) 第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十六年五月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第三百七十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第七十五条の規定により、指定居

種類	サービスの 内容	事業所の名称	所在地	変更年月日
児童居宅介護	福寿園ホームヘルプサービス	佐賀郡諸富町大字諸富津二〇九番地三	平成一六年二月一日	
児童居宅介護	有限会社ひかり介護サービス	佐賀郡諸富町大字小杭二二八番地一		
児童居宅介護	独立行政法人国立病院	鹿島市大字納富分一五	平成一六年四月一日	
児童短期入所	独立行政法人国立病院	鹿島市大字高津原四〇	平成一六年四月一日	
児童短期入所	機構肥前精神医療センター	一五番地	平成一六年四月一日	
児童居宅介護	機構肥前精神医療センター	○六番地	平成一六年四月一日	
武雄市社会福祉協議会	國立療養所東佐賀病院	神埼郡東脊振村大字三津一	平成一六年四月一日	
武雄市社会福祉協議会	機構東佐賀病院	七三三四番地	平成一六年四月一日	
児童居宅介護	独立行政法人国立病院	"	平成一六年四月一日	
児童短期入所	独立行政法人国立病院	"	平成一六年四月一日	
児童居宅介護	武雄市武雄町大字富岡八四八一一番地一	平成一六年三月二九日	平成一六年四月一日	
児童居宅介護	武雄市武雄町大字昭和一一番地一		平成一六年四月一日	

種類 サービスの	事業所の名称	所在地	変更年月日	身体障害者	居宅介護
				身体障害者	居宅介護
株式会社コムスン鳥栖	シティケアセンター	鳥栖市大正町七〇一番	平成一六年 四月一日	福寿園ホームヘルプサービ	旧
株式会社コムスン上峰	ケアセンターコムスン	三養基郡中原町大字原	新	ス	新
古賀五三七二番地二	佐賀郡諸富町大字諸富	古賀五三七二番地二	地	有限会社ひかり介護サービ	旧
津二一〇九番地三	佐賀郡諸富町大字小杭	佐賀五三七二番地二	新	ス	新
鹿島市大字納富分一五	鹿島市大字高津原四〇	鹿島市大字納富分一五	新	武雄市社会福祉協議会	旧
一五番地	四番地一〇	一五番地	新		新
二二八番地一	八四八一番地一	二二八番地一	旧	武雄市武雄町大字富岡	旧
佐賀郡諸富町大字小杭	武雄市武雄町大字昭和	佐賀郡諸富町大字小杭	新	武雄市武雄町大字昭和	新
津二一〇九番地三	一番地一	津二一〇九番地三	新	平成一六年 四月一日	平成一六年 四月一日
古賀五三七二番地二		古賀五三七二番地二	地	平成一六年 四月一日	平成一六年 四月一日
鳥栖市大正町七〇一番		鳥栖市大正町七〇一番	地		

第六条中「農政部」を「生産振興部」に改める

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第三百八十五号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十七日
佐賀県知事
古川康

河川の名称

二 廃川敷地等が生じた年月日
平成十六年五月十七日

三 廃川敷地等の位置

佐賀郡富士町大字小副川字鶴一三八三番六
一三八三番五地先及び一三八

四 廃川敷地等の種類及び面積

(2) 面積 四六・三八平方メートル

●佐賀県告示第三百八十四号

佐賀県主要農作物奨励品種審査会規程（昭和六十三年佐賀県告示第五百八十九号）

平成十六年五月十七日

佐賀県知事 古川康

長」に改める。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により

(月) 17日 平成16年

佐賀県公署

関係書類は、平成16年6月22日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年5月17日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年4月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 OSEN

(2) 代表者の氏名 吉田 哲雄

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市伊勢町15番地1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、佐賀県内外の個人、法人及び団体に対して、環境保全に係る土壤及び水質の汚染問題に関する事業を行い、地球環境保護に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年5月17日

佐賀県知事 古川 康
1 開発区域に含まれる地域の名称
神埼郡東脊振村大字石動字四本松2495番4、2496番1、2496番2、2534番1、2534番4、2535番1、2535番3、2535番4、2535番7、2536番1、2536番9及び2537番4

佐賀県知事 古川 康
1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市儀徳町字西田2515番1
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市儀徳町2963番地
古賀ウメコ

に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年5月17日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康
1 開発区域に含まれる地域の名称
唐津市半田1060番地4
株式会社鏡運送

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年5月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為

佐賀県知事 古川 康
1 開発区域に含まれる地域の名称

東松浦郡相知町大字相知字中園1565番、1566番1、1568番3、1569番1、
1570番1、1571番1、1572番1、1573番、1574番、1577番、1578番1及び
1580番1並びに字上園1183番2、1184番2、1187番2、1188番及び1190番2
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東松浦郡相知町大字相知2055番地1
相知町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第

20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21
条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に
供します。

平成16年5月17日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称

武雄都市計画下水道 武雄市公共下水道

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部下水道課

久保田 勉
空閑 政行
吉永 貞男
福田 嘉治
岩永 重次
馬場 幸男
樋渡 吉永
福田 貞之
岩尾 好行
吉永 昭生
山口 濱次
岸川 邦治
佐藤 一義
川原 前田
古川 秋穂
福島 君生
君生 覚
顯義 澄則
浦川 岩永
池田 久保田
池田 空閑
池田 政行
岩永 貞雄
岩永 嘉治
馬場 重次
樋渡 幸男
吉永 未夫
福田 貞之
岩尾 貞一
吉永 好行
山口 昭生
岸川 濱次
佐藤 邦治
川原 前田
古川 秋穂
福島 君生
君生 覚
顯義 澄則
浦川 岩永
池田 久保田
池田 空閑
池田 政行
岩永 貞雄
岩永 嘉治
馬場 重次
樋渡 幸男
吉永 未夫
福田 貞之
岩尾 貞一
吉永 好行
山口 昭生

乙2384番地
乙2725番地
丙1369番地
丙2511番地
丙2829番地2
大木乙2942番地1
乙2775番地2
甲585番地
山谷乙1427番地1
乙1813番地
乙440番地
甲1538番地2
大木乙1322番地4
曲川丙1506番地
乙496番地
乙1251番地
山谷乙1409番地
曲川甲2250番地
乙1620番地
乙2384番地
乙2725番地
丙1369番地
丙2511番地
丙2829番地2
大木乙2942番地1
乙2775番地2
乙615番地
乙2270番地1
甲585番地
山谷乙1427番地1

平成16年4月1日就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西有田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成16年5月17日

佐賀県知事 古川 康

役職名 氏名 住 所 就 退 任 年 月 日

理事 福島 君生 西松浦郡西有田町曲川乙1251番地
" 池田 覚 山谷乙1409番地

" 浦川 顯義 曲川甲2250番地
" 岩永 澄則 乙1620番地

久保田 勉
空閑 政行
吉永 貞男
福田 嘉治
岩永 重次
馬場 幸男
樋渡 吉永
福田 貞之
岩尾 貞一
吉永 好行
山口 昭生

乙2384番地
乙2725番地
丙1369番地
丙2511番地
丙2829番地2
大木乙2942番地1
乙2775番地2
甲585番地
乙2270番地1
甲585番地
山谷乙1427番地1

購読料
申込先
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年五月十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)

"	岸川 源次	"	"	"	"乙1813番地	"
"	坂井 徳行	"	"	"	"乙508番地	"
"	川原 一義	"	"	"	"甲1538番地2	"
監事	前田 豊	"	"	"	"大木乙1322番地4	"
"	古川 秋穂	"	"	"	"曲川丙1506番地	"
"	福島 等	"	"	"	"乙496番地	"